

令和5年度第6回香川地方最低賃金審議会議事録

令和5年12月13日(水)
高松サポート合同庁舎
北館低層棟2階アイホール

出席者	公益側	東、春日川、柴田
	労働者側	立石、土田、中村、廣瀬、三屋
	使用者側	井出、奥田、窪田、棚次、渡部

議 題 (1) 令和5年度最低賃金の改正状況について
(2) その他

○賃金室長

お疲れ様でございます。開始時刻は16時15分からご案内させていただいておりましたけれども、委員の皆様は全員お揃いになりましたので、時間は早いのですけれども、本日、傍聴人の方はいらっしゃいませんので、少し早いのですけれども、第6回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

本日は、高塚委員、元木委員が欠席されておりますが、13名の委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしており、審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

本日は、傍聴人はおりません。

まず初めに、資料のご確認をお願いいたします。

本日の資料は、机の上に配付させていただいておりますけれども、ホッチキス止めしている資料でございますので、一番上が会議次第と

なっております。めくっていただきますと資料目次がございます。

資料目次に従いまして、(p 1)資料 No. 1 香川県の最低賃金の資料でございます。

ここで、ちょっとお断りさせていただきますと、先日電子データ、メールで、事前に資料をメール送信させていただいておりましたけれども、資料No. 1 の、船舶の適用除外される労働者の(3)のところで誤植がございまして、「清掃、片付け又は雑役の業務に主として」の「し」が抜けていた状態のものをメール送信させていただいたということでございます。お手元の資料は修正後のものを配付させていただいております。申し訳ございませんでした。

(p 3)資料 No. 2 香川県の特定最低賃金の推移

(p 5)資料 No. 3 令和5年度 香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況

(p 7)資料 No. 4 - 1 香川県最低賃金の改正決定について(答申)

(p11)資料 No. 4 - 2 当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)

(p13)資料 No. 5 - 1 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)

(p15)資料 No. 5 - 2 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について(答申・報告書)

(p19)資料 No. 5 - 3 香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定について(答申・報告書)

(p23)資料 No. 5 - 4 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について(答申・報告書)

(p27)資料 No. 6 特定最低賃金対象業種の状況

(p29)資料 No. 7 全ての都道府県で地域別最低賃金の答申がなされました

- (p33)資料 No. 8 香川県最低賃金を時間額 918 円に引き上げます
- (p43)資料 No. 9 香川県最低賃金周知キャンペーンを実施します
- (p47)資料 No. 10 厚生労働省作成リーフレット「確認しよう、最低賃金！」
- (p49)資料 No. 11 香川労働局ホームページ「香川県の最低賃金のお知らせ」
- (p53)資料 No. 12 香川労働局作成ポスター(業務改善助成金周知用ポスター)
- (p55)資料 No. 13 香川県の特定最低賃金の改正決定(発効)について

以上でございますが、不足等はございませんか。

それでは、柴田会長、議事の進行をお願いいたします。

○柴田会長

はい、それでは議題に入りたいと思います。

本日の議題は次第にありますように、(1)令和5年度最低賃金の改正状況について、(2)その他となっております。

まず、議題(1)の令和5年度最低賃金の改正状況についてです。

事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

はい、それではまず当県の今年度の最低賃金の改正状況について説明いたします。

1 ページの資料 No. 1 をご覧ください。

○賃金室長

本年度の香川県最低賃金と特定最低賃金を一覧表にしております。

香川県最低賃金、時間額が 918 円。

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金、以下「冷食」と呼びますが、こちらは 918 円でございます。冷食は改正の諮問がございませんでしたので、令和 3 年 12 月 15 日発効の時間額 849 円と香川県最低賃金 918 円と比べ高いほうが適用されるということでございます。

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金、以下「機械」と呼びますが、こちらは 1,040 円でございます。

香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金、以下「船舶」と呼びますが、1,041 円でございます。

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、以下「電気」と呼びますが、982 円となっております。

次に、3 ページの資料 No. 2 をご覧ください。香川県の特定最低賃金の推移と題したグラフでございます。こちらのグラフで地域最賃と特定最賃の金額の推移を表しております。

続きまして、5 ページをご覧ください。今年度の審議状況でございます。5 ページの資料 No. 3 をご覧ください。

こちらの表の一番上の段に、「区分」と「開催月日と主な議題」とありますが、「区分」といたしましては、本審、運営小委員会、公益委員会、実地視察、県最賃の専門部会、特定最賃の各専門部会とありまして、それぞれの開催状況について、開催月日と主な議題を記載してございます。

本審は今回を含め 6 回、運営小委員会は 1 回、香川県最低賃金専門部会は 4 回、機械専門部会は 3 回、船舶専門部会は 4 回、電気専門部会は 3 回開催しております。

それでは、開催日程に沿ってご説明いたします。

7 月 4 日に第 1 回本審を開催しまして、会長、会長代理の選出、労働局長より改正決定についての諮問を行い、審議会運営規程等の

承認、審議の進め方等の承認、最低賃金令第6条第5項適用の決議などを行いました。

7月21日に第2回本審を開催しまして、参考人意見聴取を行い、同日に第1回専門部会を開催して、部会長、部会長代理の選出、運営規程等の承認、生活保護関連資料の説明を行いました。

8月1日に第3回本審を開催しまして、機械、船舶、電気の3業種について労働局長より改正の必要性の有無について諮問を行うとともに、中賃の目安伝達を行いました。

7月に香川県の特定最低賃金、冷食、機械、船舶、電気の4業種から、改正決定を求める申出書が関係労働組合から提出されましたけれども、冷食につきましても、申出の要件である適用労働者の概ね3分の1以上の労働者の合意を満たしていなかったため、改正の必要性の有無についての諮問ができませんでした。

同日運営小委員会を開催して、特定最賃の改正の必要性有りとの結論に至りました。

同日第2回専門部会を開催して、最低賃金基礎調査結果の説明及び金額審議を行いました。

8月4日に第3回専門部会を開催して、令和5年新規学卒者初任給情報等説明及び金額審議を行いました。

8月7日に第4回専門部会を開催しまして、金額審議を行いました。全会一致でプラス40円、率にして4.56%アップの918円で答申をいただきました。

同日第4回本審を開催しまして、機械、船舶、電気の改正の必要性有りとの答申、労働局長より機械、船舶、電気の3つの特定最賃の改正決定の諮問を行いました。

その後、香川県最低賃金の答申内容に係る異議申出がなされたので、8月23日に第5回本審を開催して、8月7日付け答申どおり決定することが適当との結論を頂きましたので、所定の事務手続きを行い、10月1日発効となったところでございます。

続きまして、特定最低賃金専門部会について説明します。

各特定最賃の第1回目の専門部会は、3業種の専門部会合同で9月20日に開催いたしました。

以後各専門部会を順次開催してご審議いただいたわけですが、機械、電気は3回目の専門部会、船舶は4回目の専門部会におきまして、全会一致により答申をいただくことができました。

まず、機械につきましては10月10日に、金額でプラス40円、率にして4.0%アップの1,040円で答申をいただきました。

次に、船舶につきましては11月2日に、金額でプラス38円、率にして3.79%アップの1,041円で答申をいただきました。

電気につきましては10月13日に、金額でプラス40円、率にして4.25%アップの982円で答申をいただきました。

特定最賃の審議会答申に係る異議申出はございませんでしたので、所定の事務手続に入り、最後に答申をいただいた船舶が12月4日に官報公示されまして、機械、電気につきましては、12月15日から、船舶は、1月3日から発効することが確定しました。

それぞれの答申文、報告書につきましては、7ページの資料No. 4-1から23ページの資料No. 5-4までに添付しておりますので後ほどご確認ください。

また、今年度は、9月12日に事業場実地視察を実施しました。

以上ご説明しましたとおり、本年度の香川県の最低賃金の改正審議につきましては、すべて終了いたしておりますことをご報告いたします。

続きまして、27ページをご覧ください。27ページの資料No. 6は特定最低賃金対象業種の状況でございます。

香川県最低賃金の影響率につきましては16.2%、特定最低賃金の影響率は、機械が7.2%、船舶が6.0%、電気が9.2%となっております。

これを踏まえまして、その周知と履行確保に努めていくことにしてございます。

続きまして、地域別最低賃金の全国の状況でございますけれども、資料の 29 ページの資料 No. 7 をご覧ください。本年度の本省の報道発表資料でございます。

全国の地域別最低賃金額一覧が記載されております。一覧表につきましては 31 ページをご覧くださいと思います。

すべての都道府県で最低賃金の引上げが行われておりまして、39 円から 47 円の引上げとなっております。また、改定額の全国加重平均は 961 円から 1,004 円となりまして、全国加重平均 43 円の引き上げは、昭和 53 年度に目安制度が始まって以降で最高額となっております。

地域別最低賃金の最高額は東京都の 1,113 円で、最低額が 893 円でございますけれども、最高額との金額差は、昨年度は 219 円でございますけれども 220 円となっております。最高額に対する最低額の比率は、80.2%、昨年度は 79.6% ということで、9 年連続で改善しているという状況でございます。

以上でございます。

○柴田会長

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等はございますか。

(各委員より「ありません。」の声あり)

○柴田会長

よろしいでしょうか。

それでは、特にご質問、ご意見ございませんので、それでは、議題(2)の「その他」に移ります。

事務局から何かございますか。

○賃金室長

それでは、事務局から最低賃金改正につきましての周知・広報の状況についてご説明いたします。

最低賃金の周知につきましては、県、市町等の行政機関をはじめ、各種団体や公共交通機関、事業場などに対して、ポスターの掲示、リーフレットの配布などによる周知や広報誌等への掲載依頼をお願いいたしますとともに、労働局・監督署で行う各種説明会におきましても、リーフレットを配布するなどによりまして周知を図っているところでございます。

また、資料 No. 8、33 ページでございますけれども、こちらの資料にありますとおり、9月1日に、香川県最低賃金が時間額を40円引き上げて918円に改正することを決定し、同日官報公示を行ったことを記者発表しております。この際に、中小企業・小規模事業者への支援策であります業務改善助成金と香川働き方改革推進支援センターの周知を行っております。

さらに、43ページの資料 No. 9でございますけれども、こちらの資料にありますように、発効日である10月1日の前々日の9月29日の早朝より高松駅前におきまして、香川県最低賃金周知キャンペーンの一環として、最賃のリーフレット入りのポケットティッシュ1,000個を配布して、四国新聞、NHK高松放送局、株式会社瀬戸内海放送から取材を受け、テレビや新聞で放映・掲載されました。

有志の審議会委員にもご参加いただきまして、誠にありがとうございました。

また、ことでの電車内や駅構内で、改正された最低賃金に関するアナウンスの依頼を行っております。

特定最低賃金の改正決定につきましては、船舶が12月4日に官報公示されましたことで、すべての特定最低賃金が官報公示されま

したので、55 ページの資料 No.13 のとおり、令和 5 年 12 月 4 日に記者発表を行いました。

次に業務改善助成金についての周知・広報の状況についてご説明いたします。

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者が、事業場内で最も低い賃金を 30 円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度でございます。

令和 5 年 7 月に、県及び県内の各地方公共団体の商工労働部門に周知依頼を行いますとともに広報部門には広報誌への掲載依頼を行いましたほか、県をはじめとした各地方公共団体、各種団体、個別企業に香川県最低賃金及び特定最低賃金の改正にかかる周知や広報誌等への掲載依頼を行う際に、併せて業務改善助成金のリーフレットを送付して周知等を行っております。

この他、49 ページの資料 No.11 でございますけれども、こちらにありますとおり香川労働局のホームページの「香川県の最低賃金のお知らせ」のページに「業務改善助成金の活用例」を掲載するとともに、51 ページのところがございますけれども業務改善助成金の活用例を掲載したほか、53 ページの資料 No.12 のとおり、香川労働局オリジナルの業務改善助成金の周知用のポスターを作成しまして、当局、県内の各労働基準監督署及び各公共職業安定所に掲示しましたほか、8 月 23 日から 12 月 19 日の約 4 か月間ですけれども、JR 高松駅をはじめとした県内の JR の主要な 9 駅に掲示しております。

業務改善助成金の申請状況につきましては、令和 5 年度は、10 月末現在で 164 件、令和 4 年度は年度の合計で 97 件でございましたので、大幅に申請が増えているという状況でございます。

引き続き、香川県最低賃金及び特定最低賃金の周知とともに業務改善助成金の周知にも努めてまいります。

また、最低賃金に重点を置きました監督指導を来年2月から3月にかけて実施する予定としておりまして、最低賃金の履行確保について取り組んでまいるという状況でございます。

最後に、今後の審議日程につきましてご説明いたします。

令和6年3月15日（金）15時15分から、本年度最後の第7回本審を予定しております。

第7回本審におきましては、令和6年度の特定最低賃金改正等の意向確認や、令和6年度審議への申し送り事項等につきましてご審議いただく予定としております。

また、本審等の際に提出させていただいております資料につきましても、追加であるとか削除等のご意見をお伺いしたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

この他、審議会等の公開要綱の見直しを検討しておりまして、次の審議会の際に、ご審議いただき決定したいと考えております。

改正（案）としましては、公開する審議会等の開催日時や場所及び傍聴人の募集について開催日の14日前までに香川労働局で掲示することとなっておりますけれども、審議会等の開催決定から開催までが14日に満たない場合を想定して見直しを検討しているということでございます。

また、傍聴の申込みの期限につきましては、審議会等の開催日の6日前までとなっておりますけれども、開催決定から開催までの期間が短い場合を想定しまして、開催決定から開催までの期間が短い場合は、申込期限を開催日の6日前より短くすることができるよう見直しを検討しているということでございます。

また、先ほどご説明いたしましたけれども、特定最低賃金の改正に関わる意向表明につきましては、これまでと同様、香川労働局長あての書面によりまして、来年、令和6年の2月下旬を目途にご提出いただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○柴田会長

ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

○立石委員

先ほど、意見書、2月の下旬、そのあたりはスケジュール感をもっていいんですね。プラスマイナスで。

○賃金室長

そうですね。具体的な日にちまで。

○立石委員

切らないということで。例年この間をお願いしますねと考えていたらいいんですね。

○賃金室長

そうですね。また、特別お願いするような、いつまでをお願いするようなことがありましたら、またそれはご連絡のほうはさせていただきたいかとは思いますが。

開催が、本審開催が15日、3月15日ということでございますので、それまでには間に合うような形にはしていただけたらと思います。また、特別なことがありましたら、ご連絡のほうはさせていただこうかと思えます。

○立石委員

あともう一点いいですか。傍聴の際の1週間前とか、その期限をどんな感じで見直す予定ですか。

○賃金室長

現状ですね、先ほどご説明しましたけれども、開催日の 14 日までに公示となっているんですね。これに合わせて、傍聴の申し込み期限を 6 日前までとしているということなんですけれども、この 14 日前、例えば、専門部会が予定したよりも更に回数が増えるとかそういった時に、急遽日程が決まるというようなケースもあろうかと思うんです。その時に、14 日間確保出来ないといったような時に、期間をどれくらい短くなるかにもよるかと思うのですね、14 が 13 になるぐらいでしたら、申込期限は特に 6 日に変えなくともあまり影響はないかとは考えているんですけれども、これが 7 日前に次の審議会、専門部会が決まったというような場合には、1 日しか余裕がないということになりますので、それだと日数的に掲示している日数がものすごく短いというようなことになりますから、その期間に応じて、どのくらい短縮するかということを決めるようにするのがいいのかなというふうには考えているというところですね。

○立石委員

例えば、今回のように、特に自分が気になっているのは、特定最低賃金の日程の中で、専門部会の日程が決まった段階で申し込んでくださいねって言うのが一番最善ですね。

○賃金室長

それが一番良いかなとも思うんですけれどもね。

すぐにそれがホームページにも掲載はするんですけれども、個別に連絡という形は取らないので、そこね、しょっちゅう見られてるかどうかにもよってというか。日程的に余裕があればね、申し込みできるかと思うのですが、急遽、ここと決まって、すぐに出してというのはなかなかちょっと。傍聴したい側からすると難しい場合があるのかと思いますので。そこの 6 日の期限としているのをもう

ちょっと短く4日にするとか3日にするとかで募集する期間をちょっとでも長く確保出来るような形に出来ればいいのかと考えているところではあります。

○立石委員

はい、分かりました。

○柴田会長

その他いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、事務局の方で、何かございますか。

○賃金室長

審議会終了後、伝達事項がございますので、委員の皆様はお残りいただきますようお願いいたします。

最後に、栗尾労働局長よりご挨拶を申し上げます。

○栗尾香川労働局長

本日はお集まりいただきありがとうございます。

ご挨拶の前に、先ほどのご質問の関係で一つ。

そもそも、なぜ規程を変えようと思ったのかきっかけはですね、例えば、第3回の審議会をまだやっていないにもかかわらず規程どおりでいくと4回も開催しますという風に決めておかなければいけないと、そうすると審議内容を全然審議していないにもかかわらず4回が決められているような状況は本来おかしいんじゃないかこともありまして見直しをしたいというのも一つあるということでございます。

では、挨拶をさせていただきます。

今年度これまでに地域別最低賃金及び3業種に係る特定最低賃

金につきまして、全て全会一致で答申をいただきました。全会一致というところは本当に有り難く思っております。

柴田会長を始め、委員の皆様におかれましては、真摯にご審議をいただき、また、円滑な審議会運営にご協力いただき、本当にありがとうございました。

先ほど説明がありましたように、答申をいただきました最低賃金につきましては、地域別最低賃金につきましては10月1日に既に発効しておりますが、特定最低賃金につきましては、機械・電気が12月15日から、そして船舶が1月3日から発効の運びとなっております。

今年度も、各最低賃金額が大幅な引上げとなっております。

今後ともしっかりと周知を行うとともに、監督指導による履行確保を図って参りたいと思っております。

また、賃金引上げ支援の助成金の活用促進にも積極的に努めて参りたいと考えてございます。

これで今年度の最低賃金改定は一区切りとなるわけですが、委員の皆様方におかれましては、今後とも労働行政にお力添えをいただきたくお願いを申し上げます。

本年はありがとうございました。

○柴田会長

ありがとうございました。

それでは、次回の第7回本審は、令和6年3月15日（金）15時15分から開催するということでございますので、よろしくお願い致します。

以上で審議を終了いたしますが、本日の議事録の確認は、立石委員と窪田委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願い致します。

それでは、以上を持ちまして、第6回香川地方最低賃金審議会を

閉会いたします。ありがとうございました。

――了――